

コンクリート工業新聞

THE CONCRETE KOGYO SHIMBUN

生コン

瑕疵保証共済が発足

生コン協組「品質保証書」を発行

生コン瑕疵保証共済制度が四月一日発足する(本紙2月3日付既報)。生コンの品質欠陥による構造物の損害を補償する制度で、共済会方式を取り入れることによって日本ですべて実現した。生コン共済会に加入する生コン協同組合は「品質保証書」を発行できるようになり、協組に対する信頼が一段と向上することが期待されている。制度発足サポート会社

である淺沼建物(大阪市、電話06・6761・2159)は四月一日から第二次募集を開始、申込締切日の六月末までに加入すれば四月一日に遡って瑕疵保証が適用される。関東、近畿、九州各地の生コン協組が共済会に加入し、同制度発足に必要な生コン出荷数量二千万を確保した。掛金はm当たり九円で、補償対象は高強度を含むJ

ISA5308の生コン。同制度を背景に、生コン協組は品質保証書を発行することが可能となる。補償限度額は一事故五千万円(自己負担額五百万円)、一協組九千万円(共済会全体では五億円。補償期間は最終荷卸後から三年間だが、瑕疵が発生した時点まで継続して共済会に加入していることが条件。また、瑕疵確認は第三者試験機関

の日本建築総合試験所(吹田市)が担当、この費用も一回当たり百五十万円(自己負担額五十万

円)の範囲で共済会から支払われる。

第二次募集により今後出荷数量が増えれば掛け金も下がる。例えば五千万m超の場合四・五円と半減する。

補償限度額増額を検討

生コン共済会は本部を東京港区西麻布に置き、

六月をめどに同社から業務を引き継ぐ。大阪にも支部を置く。生コン共済会では今後、JISの範囲を超える超高強度など高性能コンクリートも補償対象に加える予定。将来は現状五億円の補償限度額を二十億〜三十億円に増額したいとしている。